

スタートまであと1年ちょっと

消費税インボイス

まるわかりセミナー



インボイスって
どんな声?

※声ではありません。

令和5年 10 月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。特に免税事業者は慎重に検討する必要があります。当日は専門家がくわしく解説。いまからの対策が肝心です。ぜひご参加ください。

とき

令和4年9月13日(火)

午後6時～午後8時

場所

徳之島町商工会

〒891-7101 大島郡徳之島町亀津 986-4 電話 0997-82-1409

時間	講習会のテーマ	講師
18:00 ～ 20:00	<ul style="list-style-type: none"> ・適格請求書(インボイス)とは? ・インボイス事業所の届け出 ・免税事業者の対応 ⇒課税事業者へ? ・課税事業者の課題 ・電子帳簿保存法 	税理士



適格請求書?

免税事業者も
消費税課税?



お申込み

参加無料 定員 20 名

下記申込書記入の上 9月7日までに電話・FAXにてお申し込み下さい

徳之島町商工会 TEL 0997-82-1409 FAX 0997-83-3628

消費税インボイスまるわかりセミナー参加申込書

事業所名		TEL	
参加者名		参加者名	

※お申込み頂きましたお客様情報は当セミナー開催業務にのみ使用させていただきます。

主催 鹿児島県商工会連合会・徳之島町商工会